

令和7年度姫路市社会福祉施設等整備方針

1 令和7年度姫路市社会福祉施設等整備方針

基本的な考え方として、「令和6年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（令和6年4月4日厚生労働省社会・援護局長通知）及び第7期姫路市障害福祉推進計画（以下「本市計画」という。）に基づき、現在の配置状況を含む地域性、利便性を考慮し、真に必要なかつ早期に着手できるものについて整備を行う。

2 具体的な整備内容

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱及び次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の対象となる整備であり、次のいずれかに該当し、かつ、姫路市が整備の必要性を認めるものとする。

（1）対象事業

- ア 耐震基準に満たない施設等の耐震化整備
- イ 災害発生時等における利用者の安全確保のための緊急的な整備
- ウ 障害者支援施設において多床室の個室化改修等を行うもの（定員増は除く）
- エ 関係法令等の改正に伴い、法令上の基準を満たさない等、緊急的な対応が必要となる整備（スプリンクラー設備及び自動火災報知設備整備等）
- オ 本市計画において推進する事業
 - （ア）短期入所（重症心身障害児者又は強度行動障害児者に限る）
 - （イ）放課後等デイサービス（重症心身障害児を対象とするものに限る）
- カ 一定年数を経過し老朽化のため使用に堪えなくなった又は危険性が見込まれる施設の改修その他の大規模修繕等、改築、増築

（2）留意事項

- ア 障害者支援施設（施設入所支援）及び本市計画において総量規制を実施する事業については、定員増とならないこと
- イ 単年度事業により実施すること
- ウ 整備用地の確保が確実であること
- エ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること
- オ エレベーター等設置に係る整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること
- カ 当該補助金に係る補助対象経費と重複することとなる、他の補助金の交付を受けないこと
- キ 創設の場合には、土砂災害特別警戒区域以外の場所において行うこと（防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が土砂災害特別警戒区域から外れることが見込まれる場合等を除く）
- ク 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること

- ケ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒すること等がないよう耐震性を確保し、根拠となる資料を整備すること
- コ 障害者支援施設の改築又は移転改築（特に老朽化に伴う改築又は移転改築）に当たっては、地域移行及び地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減の検討）を行い、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、短期入所に係る居室等の整備と一体的に整備すること

3 令和7年度社会福祉施設等施設整備スケジュール

令和6年7月下旬から8月上旬	施設整備ヒアリングの実施
令和6年8月中旬から8月下旬	国庫補助協議案件の選定
令和6年9月上旬から	姫路市予算要求
令和6年12月頃	姫路市社会福祉法人等審査委員会において審査を行い、令和7年度国庫補助協議対象施設を決定
令和7年3月下旬	国庫補助協議
令和7年7月中旬	国庫補助内示